

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和8年1月28日(水) 第2委員会室
 2. 出席委員 五島誠委員長 松本みのり副委員長 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
 3. 欠席委員 なし
 4. 事務局職員 植木佳那子議会事務局主事
 5. 説明員 なし
 6. 傍聴者 2名(うち議員2名)
 7. 参考人 株式会社荒谷建設コンサルタント三次支店 支店長 新谷展康
株式会社セトウチ備北支店 支店長 山岡巧
広建コンサルタンツ株式会社庄原支店 支店長 竹地博康
7. 会議に付した事件
- 1 公契約条例について
 - 2 その他

午前10時00分 開 議

○五島誠委員長 ただいまより、総務常任委員会を開催したいと思います。ただいまの出席委員は6名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

1 公契約条例について

○五島誠委員長 本日の協議事項1点目、公契約条例についてということで、本日は参考人招致をさせていただきます。参考人として、株式会社荒谷建設コンサルタントの新谷様、株式会社セトウチの山岡様、広建コンサルタンツ株式会社の竹地様にお越しいただいております。本日はお忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま本委員会では、閉会中の継続調査事項として、公契約条例についてという項目で協議をしています。平成31年4月1日施行の庄原市における公契約の基本を定める条例というものがございすけれども、こちらが施行して7年が経過しようとしています。この条例は議会から提案をして、当時、市民の皆様、いろいろな業者の方々に御協力をいただいてできた条例でございます。その点検という意味もございまして、測量・設計コンサルタント業務の市内の状況ということで、昨年のうちには市内本社の業者の方に参考人としてお越しいただきました。本日は市内に営業所をお持ちの業者の方にお越しいただきまして、同じように現況についてお伺いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、事前に皆様へ質問項目を送らせていただいていると思っておりますので、一つずつ御回答いただきまして、そのあとにまた追加で質疑等を行わせていただければと思います。まず、お伝えをしております1点目、現在の庄原市の入札参加資格の条件等について、どのような見解をお持ちであるかということをお伺いしたいと思ひます。それでは、新谷様からお願ひします。

○新谷展康参考人　　今回、御質問の1でいただいた、現在の庄原市の入札資格の条件についてどのように考えるかということなのですが、弊社は測量・設計、地質調査、設計の中でも各部門ありますけれども、おおむねの部門登録に資格を有する技術者を配置できております。入札参加資格の要件に関しては、ほぼ問題ありません。その業務の内容に応じて資格を有する技術者を適切に配置し、業務をできる体制を整えております。有資格者の専門知識をもって業務管理を行い、成果品の品質向上に努めております。その中で、庄原市では準市内業者として弊社を取扱いいただいております。その準市内業者ですけれども、弊社の認識は庄原市内に指定営業所など実態を持つ、市と継続的な契約関係にある事業者だと思っております。指名審査においても地元優遇の対象となる業者群としてくくられているように認識しております。弊社は県北に事務所を開設して55年になります。現在も庄原市の西本町に事務所を有しており、社員も常駐しております。事務所開設だけではなくて、地元雇用にも力を入れ、庄原市民、庄原市内に実家を有する者を何人も雇用しております。歴代の支店長の中には、庄原市在住の方もおられ、長い方ですと30年ぐらい支店長をされた方もおられます。私は、こういった企業努力があつてこそ、地元業者の優遇の対象となるのだと思っております。その制度のおかげをもちまして、多くの受注をさせていただいております。この地元業者の優遇が続く限り、弊社としては庄原市に対して通常業務の受注以外も、災害の応援とか寄附とか、その他の相談に至るまで多様な面で今までどおり御協力をさせていただく所存です。ただ、看板だけの事務所と常駐者もない業者が弊社と同等の参加資格を得て入札に入るような事態が増えれば、弊社は庄原市内の事務所存続、雇用の促進に関する社内の方針転換をされる恐れがあります。何とぞ地元本社同様に事務所運営をしてきていることを、皆様には御理解を得たいと思います。

○五島誠委員長　　続いて山岡さん、お願いします。

○山岡巧参考人　　1番の質問項目についてですけれども、若干、ほかのことも含みが出てくる可能性もあるので、その辺は御了解をいただきたいと思います。大前提として、現在の庄原市入札参加制度について、特に資格を問われることにつきますと、前段で荒谷建設さんが言われたのとほぼ同じ内容です。いろんな話があると思いますけれども、その中で、例えば資格がなくてもできるという方も当然いらっしゃいます。でも僕は、それは違うと思います。車の免許がなくても車を運転できるというふうなことを公明正大に言われても困ります。実際問題、我々の測量業務は多岐にわたっており、いろんな種類の国家資格があります。国家資格を有するために、社員に対して研修を行い、出張させ、講義を受けて国家資格を取り、主たる業務をその生業とするのです。例えば、その業務内容にかかわらず、資格がなくてもできるという話は多々あると思うのですが、その面についてはもう少し厳しく、資格があるものは、やはり有資格者に業務を発注していただきたいというのがあります。我々は準地元というか、営業所の一つとしてやっています。我々も庄原市内の土地を購入して、事務所を設けて、従業員を雇って、納税をしていると。何ら本社の方と差異はないと思っています。私は恐らくこのメンバーの中で1番古い、約40年間この業界にいますけれども、入札参加制度については庄原市に限定せず、かなりいろいろ変遷を受けています。何十年前前は業務量も潤沢にありましたし、工事屋さんも潤沢にありました。この世の中ですから、なかなか競争も厳しくなってくる中で何を基準にして指名審査をしていくのかとなると、浪花節はどうしても通らない部分が当然あると思うのです。そこを線引きするのは、やはり有資格の問題、実績の問題、先ほど言われたように庄原市内に事務所を置いて、きちんと人を置いて経済活動ができてきているのか。地域に貢献できているのか。そういうこ

とも含めて、指名審査の判断としていただきたいというのが大前提にあります。

○五島誠委員長 続いて竹地様。

○竹地博康参考人 議題について、荒谷建設さん、セトウチさんが言われたこととほぼ同じ意見にはなるのですが、実際に現在入札執行をされている発注業務において、御二方が言われたように、資格要件が問われていない業務が多いとは感じております。具体的に言いますと、本年度の発注業務においても、予定価格が2,500万円を超える道路の測量設計業務ですとか、災害防除事業ののり面の詳細設計の業務において、設計業務の技術者の資格要件を問われていない。こういう業務があります。また、過去の入札を振り返っても、道路設計については設計業務の技術者の資格を問われていないのが現状です。当社においても、庄原市における公契約の基本を定める条例の第12条にも定められております品質の確保の観点から、当社技術士、RCCMといった資格者を配置し、適正な履行体制を確保するようにしっかり取り組んできております。また、庄原市内に支店を構えて庄原市民の雇用を行い、その事務所においても技術者を配置し業務に従事しております。先ほどの公契約条例の第6条にも、市内に事務所または事業所を有する事業者の受注機会の確保ということが記載されていますが、こちらを引き続きお願いしたいと考えております。

○五島誠委員長 それでは続いて質問項目の2番、災害に関連する案件について、ほかの案件と比較して条件が悪い、あるいは負担が大きいといったことがあるのかということで、今度は山岡様からお願いします。

○山岡巧参考人 災害関連業務はもう既に特殊な業務ではないと私は思っております。天候不順により、例えば大雨であるとか、地すべりであるとか、そういったことも日常茶飯事に起きている中で、災害だからこうしなくてはいけないということは、もう実際ないと思っています。以前は、災害の単価は通常単価の半値ぐらいで、しかも工期がもう本当に短い。今受けている作業を全部放り投げて、それが優先というのが暗黙のルールだったのですけれども、昨今はそういうことも大分改善されました。作業単価も、我々もいろいろ陳情している中で、かなり上昇してきているのが現状です。作業手法についても、昔みたいに何十人を突っ込んでいくのではないです。今、我々3社はそういう作業をやっていますけれども、特にUAVドローンを使った現地調査であるとか、例えば2010年の川北町の大災害などでも現場に入るのに何日もかかったということがありましたが、現在なら起きて恐らく10分後には、この3社ならドローンを飛ばせて現状把握ができる、そういう作業体制をつくっています。ですから、災害がどうのこうのというより、もう通常業務の一環として我々は受けています。ただ1点ほどなかなか難しいのが、災害は庄原市だけで起きるものではありませんから、当然、近隣町村同時に起きてしまうというリスクがかなりあります。そのときにどこを優先させるのかとなったときに、やはりこれは仕方ないのですけれども地元優先となります。我々は庄原市内に事務所を持っていますから、庄原市を第一優先でやりたいということを言っているのですけれども、実際は3年間ぐらい、我々は全く業務を受けていません。大きい災害が幸い起きていないということもありますし、地元で全ての災害をやられているという現状等もあります。ただ、災害の大小にかかわらず、年々災害についてはかなり形態も変わってきていますので、できれば我々も災害の大小にかかわらず着手させていただきたいと。通常の業務だけでなく、そういうときに何らかの助けができてこそ、我々も通常業務の〔聞き取り不能〕である支店を庄原市内に設けているという考えがありますので、その辺のことについてはもう少し考慮いただきたいということがあります。特に災害の査定は一般の業務と違って工

期も非常に短い。何月何日から一次査定、二次査定とありますから、その査定の中にいかに当てはめるかで、皆さん人的な導入をされると思うのです。その段階で、庄原市がどうのこうのではないけれども、もう少し迅速に災害着手に至るまでの業務を短縮していただければ、当然その納期も早くなります。そういった観点で、担当課にもその辺のことを考慮いただいて業務の発注をしていただきたいという気しております。

○五島誠委員長 続いて竹地様。

○竹地博康参考人 こちらに記載されております、ほかの案件と比較してというのは、通常の測量・設計の業務と解釈してよろしいでしょうか。そうしますと、当社としても災害業務だからといって条件が悪いとか、負担が大きいという考えは一切持っておりません。確かに、災害査定までの期間が短い状況もありますし、災害が起こるとしたら夏場ですとか、そういった時期に多く発生することもありますので、夏場の作業となると社員の健康管理といった問題点は上がります。ただ、通常の業務においても夏場の作業は実施しますので、そういった面でも差異はないと考えております。そういった健康管理の問題もありますので、しっかりと休憩を多く取り入れたり、人員数を増やして作業を実施しているのが現状です。もちろん災害箇所の作業ですので、安全管理といった面ではかなり徹底して現場に当たっていただいております。多くの現場を短時間で対応できるように、本社や各支店からも人員動員を行いまして、会社全体で災害業務に従事しております。そういった短い期間での作業も十分対応できますので、そういった面では何の差異もないと考えております。

○五島誠委員長 新谷様。

○新谷展康参考人 先ほど、セトウチさん、広健さんが言われたことと同じです。この災害業務に関して、広島県で標準歩掛をつくられていまして、それを庄原市さんも適用されております。金額面でいえば標準歩掛がある以上、適切な金額で発注になっていると思っておりますし、その利益がそんなに悪くなるのかといったらそんなこともないというのが現状です。先ほどの話の中で、セトウチの山岡支店長が言われましたけれども、作業効率を上げたいと。要は、査定までの期間が短いので作業効率を上げたいという一つのお願いでいけば、災害が起こった現場では伐採を伴う現場が多くあります。建設コンサルタント、測量業者としたら、大がかりな伐採に対応できる機械なり何なりを持っていないので、それを手配して伐採に入るのはなかなか時間もかかるし、ここを外注に出すことで金額の折り合いがつかないことがあります。そこは地元の維持管理業者さんとか、地元の建設業者さん等に市から依頼をかけてもらって伐採をお願いし、そのあと建設コンサルタント、測量業者が災害に入るといった段取りになれば、作業効率ももっと上がるのではないかと思います。そうすれば大災害が起こったときの〔聞き取り不能〕に対する割合も多く受けて、短期間で処理ができるのではないかと思います。地元優遇の待遇をこちらでやっていたという関係で、うちは社員全員で400人ぐらいいますけれども、災害が起こったときに優遇されているという条件を会社で話せば、その分、災害の作業をする人間の割り当てをこちらに増やせるということもあります。地元の恩恵があるからこそ、いろんなことの対策が社内ではできているということも御理解を得られればと思います。

○五島誠委員長 続いて3点目の質問として、特に現在懸念をしているところですが、物価高騰、それから人件費の増加の影響がどのぐらいあるのかというところを、率直にお伺いしたいと思います。では竹地様からお願いします。

○竹地博康参考人 年々、物価高騰ですとか人件費の増加により、少なからず原価や利幅に影響はあり

ますが、毎年、年度替わりに設計業務委託等技術者単価の引上げが行われております。また、標準歩掛の人工数の増加ですとか、あと諸経費の見直し等も、毎年それに伴って基準書が変わってきておりますので、それに従って業務負担代金も増額にはなってきております。そういった面もありますし、ほかの発注機関においては、総合評価落札方式において従業員への賃金引上げという国策で、その実施に対して加点評価をされるというところもございます。それに伴って当社も従業員への賃金引上げを実施している状況です。

○五島誠委員長 新谷様、お願いします。

○新谷展康参考人 弊社も国土交通省が掲げている賃上げ表明をしております。この賃上げ表明をする
と優遇処置があつて、受注に対する加点になるということでやっているのですけれども、賃上げ表明
を達成できなかったらどうなるかという、次期、受注するときに減点をされます。この賃上げ表明
をする以上は絶対に賃上げを達成しないといけないということになるのです。この国策に協力してい
る中で、社内でどういうことが起こっているかという、原価管理にすごく厳しくなつてきて、1件
1件の業務の利益率を求められるようになりました。そこで利益率の悪い、例えば調査基準価格を設
けていないような発注機関とか、仕事自体の利益が出ない発注の仕方をされているような発注者に
関しては、会社としても向かうなという方針が出てしまうぐらい、厳格な原価管理になっているのが
現状なのです。入札価格なのですけれども、そもそも入札価格は標準歩掛で構成されて出てくるもの
なのです。全国の業者の平均値が標準歩掛になっているのですけれども、飛び抜けて高い歩掛ではな
いのです。あくまでも標準値なのです。だから、現場の状況によって、その標準値よりもコストがか
かる現場も多々ある現状なのです。その標準歩掛に対して、それを70%、要は30%削って応札でき
るかという話になってくるのですけれども、原価管理がだんだん厳しくなつていく以上、70%、60%
という応札をして利益を残すということはもう不可能に近いです。利益が出るのはどのラインかとい
うことになれば、今、国土交通省で約80%のライン、広島県で最低でも85%のラインというところ
でライン設定がありますけれども、そこでぎりぎりでお札したとしても10%残らないぐらいの利益率しか
ない。応札自体は無理に下げられないというのはなぜかという、人件費の賃上げをしないといけ
ない、設備投資をしないといけない、また技術力を高めて成果品の品質を保たないといけないとい
うことを、弊社としては念頭に置いて対応しております。

○五島誠委員長 山岡様。

○山岡巧参考人 実際問題、全く影響がないことは正直ありません。皆さんシビアに言われるので、僕
は大ざっぱに言いますが、昔と今を比べるわけではないですが昔は井勘定でした。要するに、
災害はもうからない。でもこの仕事はもうかると。一緒にして最終的に利益が出ればいいではないか
というのが、ほとんどの会社の経営状態だったので、今はなかなかそうはいかない。先ほ
ど言われたように、いかに利益を出していくか、限られた原価の中でどうやって利益を生むかとい
うと、それこそ原価管理しかないのです。昔は一人親方でしていた人を、組織の中にきちんと埋め込
んでいって原価管理をする。原価に対する意識をいかに高めてもらうか。その積上げで利益を出してい
くと。うちの会社としても、翌年度までに基本給を最低1.5%上げようという確約をしている以上、
先ほど言われたように入札制度に参加するには、実際にそれをやっているとペナルティとなります
から、何とかそれをクリアしようと。限られた財源の中で利益を出すのはそれしかないと思ってい
ますので、いかに従業員の意識を高めていくかと。個人個人の集いでもありますが、会社として

そういう方向に行くしかないと思っております。それに尽きると思います。

○五島誠委員長　それでは、事前にお伝えしていた質問の答えをいただいたわけですが、委員の皆さんから、それを受けて追加質問がございましたらお伺いします。桜田委員。

○桜田亮太委員　確認の意味でお伺いしたいのですが、先ほど山岡支店長から災害に関することで、昔は工期が短く、単価も半減という話がありました。現在はそのような状況にないということですか。

○山岡巧参考人　はい。

○桜田亮太委員　災害に関する案件は地元業者が優先という話だったと思うのですが、規模によっては対応できずに御社に話がいくということがあるのでしょうか。

○山岡巧参考人　あります。御存じのように庄原市は非常に広い市なので、地域、地域の特異性等もありますし、例えば公共土木災害であるとか、農災であるとか、多岐にわたるわけです。その業務によっては、今日壊れたから明日行ってくれとなると、その部分については地元が臨機応変に動けると思うのです。現状の問題を考えると、被災状況の大きさによって我々は差を受けているなどと思います。

○五島誠委員長　他にありますか。横路委員。

○横路政之委員　荒谷建設さんが言われたのですが、要するに幽霊会社が優遇されていれば、うちも考えないといけない。そういったことを感じられるときはあるのでしょうか。

○新谷展康参考人　そうですね。ずっと1年通して感じているわけではなくて、庄原市さんは5か年の平均の受注枠を達成すると指名から入らなくなるルールがあるのです。その受注枠にいくまでは優先して呼ばれていると認識しているのです。ただその枠を超えた場合、うちが抜けたかわりに今度は誰か業者が入るのですが、そうなったときは事務所に人がいない業者を選ばれたりされているのが現状なのです。うちはいろんな雇用もしている関係、事務所も持っている関係で、年間の受注額はあると思っています。この庄原市で、あるとは思っているのですが、その中でも枠を超えたときに全く事務所に人がいないような業者がずっと入れられるのを見ると、これだけ努力しているのにと。なおかつ次出た仕事、例えばうちにとってとても有利なというか、利益が出せそうな業務でも、うちが指名に入らなくなる。全然知らない業者がとっていかれるのを見ると、そちらのタイプでもないかと思うこともある。私が感じるということは、本社も同じようにとると思うのです。まだこちらは地元において、皆さんと話しながら、肌を感じる温情的なところもあるので、まだそこまで思わないですが、離れた本社、広島市内の幹部がその数字だけ、現状だけ見ると、事務所を置いている価値があるのかという議論になるのです。だから、そこをそうではないのだと。これは特例なのだと言える仕組みができればいいのですが、現状はできないので、少し思うときがあると。

○五島誠委員長　他にありますか。谷口委員。

○谷口隆明委員　お話を聞かせていただき、地元本社の業者とも同じ思いでいろいろ努力をされているということはよく分かりました。最近の入札結果を見ると、非常に競争が厳しいのです。多くの入札が4社、5社でくじ引になって最低制限価格になるのですが、そうなるとうちも原価管理といってもなかなか厳しくなるのではないかと思うのです。その辺りが何か改善できないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○五島誠委員長　竹地様。

○竹地博康参考人　正直、1件の入札案件に対して、当社が利益が出るとしたら、どの会社様も同じように利益が出る技術は持たれていると思います。なので、そういった利益率が残るものに対しては、

競争はどうしても厳しくなると考えております。ですが、特殊性があったり、原価的に厳しいものについては、当社としても、庄原市さんは最低制限価格の算出式を公表されておりますので、計算自体で最低制限価格を算出することはできますが、果たしてそこで応札できるかとなりますと…。特殊性があるものは検討をしますし、どうしても取りに行かないといけないとなりましたら、その後の原価管理の体制を整えて、利益が求められる体制を確認した上で応札するように会社でもしております。競争を少なくするというのは、現時点で、どこの会社も仕事を確保したいという思いがある中では難しいのではないかと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。桜田委員。

○桜田亮太委員 1番目の質問の入札参加資格についてなのですが、先ほど適正な資格者をそろえておられると。そういった条件になっていない案件も中にはあろうかと思うのですが、そういった面でそろえている状態なのに、例えば資格者がいないところがとられるといったケースが実際にあるのでしょうか。

○山岡巧参考人 多々あります。

○桜田亮太委員 それは、そういうところが評価の対象になっていないということなのですか。

○山岡巧参考人 評価の対象という以前に、通常であれば、いろんな業務の発注形態があります。例えば一つの業務の中で、業務内容で三つにも四つにも分けられる仕事があります。通常の業務だけの場合と、特殊な作業がある場合と。特殊な作業については、本当はきちんとした有資格者を張りつけるために、そこでくくりをつくらないといけないわけです。例えば、設計の中でも道路だとか構造物だとか、いろんなものを適正にきちんと配置しなさいというルールがあるにもかかわらず、全体で何ぼなのだから、この資格は問いませんと出ているわけです。要するに運転免許でいうと、自動車の運転免許を持っていても大型2種とか、特殊とか、牽引とか、運転してはいけないではないですか。でも、そうではない状況が現状なわけです。車の運転ができるならオーケーみたいな形で発注されている。その資格がなくても応札参加してしまう。とれてしまう。たまたま何の問題もないですけども、何かあったときにどうするのかと。だから、有資格者のくくりがなされていないというのは、本来であればこういう技術をくくってないといけないのが、くくってないという意味です。測量でいえば、正直な話、そんなにくくりはないです。通常の測量と用地関係、補償の関係。でも設計になると全く違います。例えば橋の設計になったら、橋の構造物という資格が要る。橋をすることになるとボーリングをして、どうしても調べないといけない。そうなるので地質調査の資格も要ると。今、そういうものを全く問わずに出されているのが現状です。全てが全てではないですよ。どう考えても、これはくくってないといけないでしょうという、先ほど言われた2,000何万円もあっても、全くくくっていない。2,000万円のうち、例えば100万円だからくくなくてもいいという問題ではないのです。きちんとした適正配置を求めた上で発注をしていただきたいというのが我々の考えなのです。何でもかんでも我々の出先が取るという意味ではなくて、どういう形で我々も販路を求めていくかと思うと資格しかないものですから、そういう部分はもう少しシビアにやっていただきたいというのがあります。

○五島誠委員長 他にありますか。堀井委員。

○堀井慎一郎委員 物価高騰とか人件費の増加、少なからず影響はあるというお話だったかと思うのですが、歩掛も改定は入っていくという話でした。恐らく市場のいろいろなものが上がっていくのに、後追いで上がっていくという状況になっているのではないかと思います。市は歩掛

で積算をして、予算なりの確保をしたり発注をかけたります。先日、市内本社の事業者様からお話を伺ったときに、最低価格の基準が県よりも市のほうが低いというお話も出ていたのですけれども、その辺りの部分で何か御意見等があればお伺いしたいなど。

○五島誠委員長 竹地支店長。

○竹地博康参考人 庄原市で最低制限価格を決められている計算式は国土交通省ですか、農水省ですか、国の基準に一致されておりますので、庄原市が低いというイメージは持っていない状況です。国交省とかと同じ計算で、同じ金額が出るようになっております。

○山岡巧参考人 県などと比較すると、県は85%を下回ると失格になりますから、それを恐らく言われているのではないかと思います。

○五島誠委員長 堀井委員。

○堀井慎一郎委員 市は国と同じ基準で出しているのですが、県が独自で、それよりも高い基準を持っているということなのですか。

○山岡巧参考人 高いです。例えば、落札状況で言われましたけれども、恐らく庄原市の場合には年間で発注される業務はほとんどが最低価格になっていると思います。実は県もほとんどそうなのです。15社いれば15社でくじとかもしょっちゅうあります。そのために総合評価方式を取り入れたりとかするのですけれども、くじもいろんなシステムがありまして、例えば最低制限価格が90%になることもあります。10社がいて、10社が90%で入れたら、表面上85%は大丈夫ですけれども85%は失格になります。そういう積算システムがあるのです。ただ、いくらやっても85%より下はもう全部駄目です。ものによっては89.9%でも、県の場合には失格になることもあります。庄原市の場合にはないです。あり得ないです。その差というのが非常に大きいです。

○新谷展康参考人 広島県は業者が入れた札の標準偏差をとるので、その仕事自体が利益が出るか出ないか、世の中の動向を考慮した調査基準価格変動型みたいなシステムなのです。だから人気がない仕事で、みんな応札額が高くなれば調査基準価格が上がる。すごく人気がある、利益も出るという業務に関しては、みんな下げてくるので標準偏差の関係で調査基準価格が下がると。下がるけれども85%で止まるというシステムになっております。

○五島誠委員長 他にありますか。副委員長。

○松本みのり副委員長 災害復旧工事についてですけれども、発注まで時間がかかっているというお話があったかと思うのです。それは庄原市が特に他の市町と比べて時間がかかっていると感じられているのですか。もしそうであれば、もっとこういう工夫をしたら早くなるだろうととか、見えていることがあれば教えていただきたいと思います。

○山岡巧参考人 一般的に比較して庄原市が遅いという認識はないです。ただ、災害が起きた場合に現地の把握がまず必要になってきます。いろんな把握の方法があります。例えば庄原であれば、ここに本所があって、出先からの情報収集であるとか、現場に入ろうと思っても入れないとか、どれだけ被災しているのかというのはまず把握できないのです。それから、その土木の職員さんが、恐らく災害が起こった次の日などは全員出払っていますよね。それで現地を把握して帰ってきて、どういう方向で行こうとか、区分けをしたりとかするのは、これも致し方ないと思っております。ただ、そこから発注までが長いというのがどうしてもあります。これはどこの町村も同じです。だから、変な話、契約する上では日程を遡ってするとか、そういうところもちよこちよこあります。作業もどんどん進行

していかないと間に合わないものですから、なかなか一緒くたにはならないと思うのです。ただ、部分的に改善をしていく必要があるかなど。業務の方法も昔と変わってきていて、人も要らない方法になっています。それに対応している会社がどれだけ対応できるかというのは違うし、逆に言えば我々コンサルがどれだけ被害を受けているのかを調査することもあります。現場に入れないときはドローンなどで道路区間がどれだけ被害を受けているとか、例えば川が崩れて、木が倒れてせき止めているというのは、なかなか人では行けないところがありますから、ドローンで撮ってきて、それを理解すると。そこまでのことを、昔に比べるとかなり改善されていますけれども、えてしてそういう傾向はどうしてもあります。普通の業務委託みたいに順次で出るものではなく、不意のことですから。

- 五島誠委員長 桜田委員。
- 桜田亮太委員 それぞれの支店の本市に関わる契約が、売上の何割ぐらいあるのでしょうか。分かる範囲で。
- 五島誠委員長 お答えできますか。どうでしょう。
- 新谷展康参考人 1割くらいですかね。
- 山岡巧参考人 うちが大体14%ぐらいですね。
- 竹地博康参考人 うちも15%程度ですね。
- 五島誠委員長 桜田委員。
- 桜田亮太委員 前回、地元業者さんとのヒアリングの中で、今、400万円未満が市内業者、400万円以上になると市内業者と営業所という条件等がある状況で、その額を引き上げたいという旨のお話もございました。今後どういう形になっていくかは別として、そこら辺に関しての思いといたしますか、お聞かせ願えればと思うのですが、いかがでしょうか。
- 新谷展康参考人 今のお話でいくと、地元本社だけでくくられた入札案件を引き上げたいというお話なのででしょうか。
- 桜田亮太委員 それも含めてということです。
- 新谷展康参考人 その中に準市内業者も入ってという話とは違うということでしょうか。
- 桜田亮太委員 はい。
- 新谷展康参考人 そうなると、うちが指名に入る案件が減るという話だと認識するのですが、前段お話ししたように、会社側がどう判断するかのだけです。市場性がないと思えば撤退するという手段をとるようになると思うのです。そうなれば地元雇用もできないですし、先ほど言った、災害が発生しても、今度は他の所へ応援を回すような形をとるかと思います。実際、準市内業者という扱いをどこまで続けていただけるかが、庄原市にうちが事務所を存続できるかどうかに関わってくるのではないかなと当社は思います。
- 五島誠委員長 他にありますか。
- 山岡巧参考人 今、広島県の中で発注自治体が、広島県を含めて18あります。広島県を除くと17です。その17の市町の中で、地元本社だからという優遇をしている自治体はありません。はっきり言っておきます。地元本社だから入札で優先的にどうぞ、ということ公表しているところはありません。うちは事務所が庄原にありますけれども、本社は竹原にあります。竹原本社の管轄でも、そもそも指名競争入札は1件もありません。全部一般競争入札です。指名競争入札で御指名をいただく町村はかなり少なくなっていますし、ましてそれが400万円となると、県内でもないのではないですか。

○竹地博康参考人 当社は福山市に本社があるのですが、福山市の場合は300万円までが指名競争となっております。本社を優遇される指名案件といっても、福山市の場合は300万円までなので、庄原市の場合400万円の枠があるということは、ほかの市町と比べても、かなり地元本社に優遇されているのではないかなと感じております。また、公契約条例の6条にも、市内に事務所または事業所を有する事業者の持続的発展が不可欠であることを鑑み、市内事業者の受注の機会の確保をするよう努めるものとなっておりますが、もしその400万円の枠を上げられた場合、市内に事務所、事業所を有しております私たち準市内業者の受注の機会が少なくなってくるのかなと、今の話を聞いて直感でそれを感じました。

○五島誠委員長 他にありますか。では、この程度で質疑を終えさせていただきます。まずは参考人として来ていただいた3社の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。それでは暫時休憩といたします。

午前10時49分 休 憩

午前11時46分 再 開

○五島誠委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。本日は市内営業所をお持ちの3社の皆さんの参考人招致ということで、それぞれ忌憚のない御意見をいただけたのではないかなと思っております。現在、市内本社、そして市内営業所それぞれの御意見を伺ったわけですが、皆さんの知見も高まった中で、今度は本市の体制について、あるいは県内の動向等も含めて、今後どうしていくのかというディスカッションの場を持ちたいと思っております。管財課を招いて再度説明を聞くという機会を持ちたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。日程調整については委員長、副委員長に御一任いただき、2月中にはできるように整えたいと思います。本日のまとめについては、同じように副委員長にさせていただこうと思いますので、よろしく申し上げます。では、公契約条例についてのごとこで皆さんから何かございますか。よろしいですか。では、閉じさせていただきます。

2 その他

○五島誠委員長 続いて協議事項2点目、その他の項です。先週は行政視察、大変お疲れさまでした。次回の委員会で皆さんに書いていただきました報告書をもとに、視察のまとめを行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。また働き方改革の件についても、そろそろ半年に1度の点検の時期ではないかなと思っておりますので、そうした機会を持ちたいと思います。ここで次回の委員会の日程を決めさせていただければと思います。2月5日木曜日を次回の委員会日に設定させてください。そのときに、先ほど申した3点のことについて、できるものから取りかかりたいと思っております。担当課との調整もそこに向けて行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは2月5日10時から、委員会をしますので御参集をお願いします。そのほか皆さんから何かございましたらお伺いします。よろしいですか。では以上で総務常任委員会を閉じさせていただきます。お疲れでした。

午前11時51分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長